

# 岐南町立東小学校 P T A 規約

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (名称および事務局)

本会は、岐南町立東小学校 P T A と称し、事務局を岐南町立東小学校におく。

### 第 2 条 (目的)

本会は、次の目的を達成するために活動する。

- 1 家庭・学校及び地域社会における児童の福祉増進に努める。
- 2 家庭・学校及び地域社会における教育環境を一層整備向上させる。
- 3 会員相互の教養を高め、その親睦を深める。

### 第 3 条 (方針)

本会は、次に掲げる方針に従って運営する。

- 1 本会は、教育を本旨とする民主団体であり、特定の政党・宗教及び営利的活動には一切関係しない。また、それらの支配や干渉を受けてはならない。
- 2 児童福祉の増進を目的とする他の団体及び機関とは、積極的に協力する。
- 3 学校の教育活動について協力するけれども、直接学校の管理や教育行政に干渉しない。

## 第 2 章 会 員

### 第 4 条 (会員の資格)

本会の会員は、岐南町立東小学校に在籍する児童の父母またはそれに代わる者（以下父母と称する）及び本校に勤務する教職員とする。ただし、この地域に在住し、本会の趣旨に賛同する者は会員となることができる。（以下特別会員と称する）。また、本会への入会は強制ではない。

### 第 5 条 (会員の権利義務)

本会の会員は、すべて第 2 条・第 3 条の趣旨にそって活動する平等の権利を有する。

## 第 3 章 会 計

### 第 6 条 (収入)

本会の活動に必要な経費は、会費・寄付金及びその他の収入によってあてる。

### 第 7 条 (支出)

本会の会計経理は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

### 第 8 条 (会費)

本会の会費は、毎年度初めの総会において決定する。尚、一旦納入した会費は児童が東小学校に在籍が無くなる場合は除き一切返金しない。

### 第 9 条 (監査)

本会の会計経理及び支出の決算は、会計監査委員が監査しその結果を総会に報告する。

### 第 10 条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。

## 第 4 章 役 員

### 第 11 条 (役員の種類)

本会に次の役員をおく。会長・副会長・書記・会計・その他会長が必要と認める役職。  
別に会計監査委員2名をおく。

### 第 12 条 (顧問)

本会に顧問若干名をおくことができる。

顧問は会長が適任者を選考し、役員の承認を得てこれを委嘱する。任期は1か年とする。

顧問は、会長の諮問に応じて必要な意見を述べることができる。

#### 第13条（役員の任期）

役員の任期は2か年とする。ただし再任をさまたげない。また新役員が決定するまでその任にあたるものとする。

#### 第14条（役員の選出）

役員は、立候補により選出する。

会計監査委員は、会長がこれを委嘱する

#### 第15条（役員の職務）

会長は本会を代表し会務を総括する。また、運営委員会・総会を招集し、議案を提出する。

副会長は会長を補佐し、会長が相当の理由により職務の遂行が困難となったときは、その職務を代行する。

書記は本会の庶務を代行する。

- 1 総会・運営委員会の議事の記録
- 2 各種の業務記録や資料・文書などの整理保管
- 3 会長の指示による通信事務

会計は本会の会計事務を担当する。

- 1 総会で決定した予算に基づく会計の処理
- 2 総会において会計監査の終わった決算の報告
- 3 本会の諸財産の管理

会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

## 第5章 総会

#### 第16条（総会の権限）

総会は、本会の最高議決機関である。

#### 第17条（総会の招集）

会長は、毎年5月～7月頃に定期総会を招集する。

総会の開催方法は、集会・書面決議・オンラインアンケート等、状況にふさわしいものを選択することができる。

#### 第18条（定期総会）

定期総会は、次の事項について審議決定する。

- 1 役員の選出に関する事項
- 2 前年度の事業及び決算に関する事項
- 3 予算並びに事業計画に関する事項
- 4 その他運営委員会で承認された内容に関する事項

#### 第19条（臨時総会）

運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときは、会長は臨時総会を招集する。

#### 第20条（議決の方法）

議会の議決は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

## 第6章 運営委員会

#### 第21条（構成）

運営委員会は、役員・地区代表・専門委員長・校長・教頭及び会長が特に任命した若干名の委員によって構成する。

#### 第22条（職務）

運営委員会は次の活動を行う。

- 1 予算案及び年間事業計画の立案審議
- 2 総会に提出する議案及び報告書の承認・作成
- 3 その他本会の運営上必要な事項の処理

#### 第23条（議決の方法）

運営委員会は、構成員の半数以上が出席して成立する。また、その議決は委員の過半

数が同意して成立する。ただし、欠席者は会長に議決権を一任することとする。

## 第 7 章 地 区 代 表

### 第24条（構成）

地区代表は、各地区ごとに選出される。か

## 第 8 章 専 門 委 員 会

### 第25条（構成）

本会に、家庭教育、広報、給食保健の専門委員会を設ける。

各専門委員長は立候補により選出し、会長の委嘱とする。

各専門委員長の立候補がない年は、原則当年活動休止とする。

各ボランティアは立候補により選出する。

上記の委員会活動の他に、会長が認める活動を取り入れることができる。

### 第26条（職務）

専門委員会は、本会の会務を専門的に分担して活動する。分担する会務の内容については別に定める。

## 第 9 章 改 正

### 第27条（改正）

本規約は、総会において出席会員の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。総会とは、定期総会並びに委員総会をさす。

## 第 10 章 校 外 委 員 会

### 第28条（PTAからの独立）

校外委員会は、地域に特化した業務を担う性質を踏まえ、PTAから独立した組織とする。

1 委員長の選出は、PTAが代理で行うものとする。委員長の立候補がない年は、各地区で必要な活動を実施とする。

2 校外委員は、各地区より選出される。PTA会員、子ども会会員かは関係しない。

3 旗当番、地域パトロール、通学班等の継続・廃止やその運営方法は、各地区において検討実施する。

## 附 則

1 本規約は、昭和45年4月1日より実施する。

2 一部改正事項は、昭和51年2月1日より実施する。

3 一部改正事項は、昭和54年4月1日より実施する。（第14条は、昭和55年4月1日より実施する）

4 一部改正事項は、昭和63年2月19日より有効。（第14条、第15条）

5 一部改正事項は、平成5年4月1日より実施する。（第28条）

6 一部改正事項は、平成10年4月1日より実施する。（第15条、第18条）

7 一部改正事項は、平成22年4月24日より実施する。（第30条）

8 一部改正事項は、令和2年4月1日より実施する。（第13条、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条、第25条、第28条）

9 一部改正事項は、令和7年4月1日より実施する。（第5条、第11条、第12条、第14条、第17条、第21条、第23条、第25条）

10 一部改正事項は、令和7年5月〇日より実施する。（第4条、第8条、第25条、第28条）